

## 那覇文化芸術劇場なは一と清掃業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、那覇文化芸術劇場なは一と清掃業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （業務の委託）

- 第1条 甲は、那覇文化芸術劇場なは一と清掃業務（以下「清掃業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、法令規則等の定め及び本契約書並びに「那覇文化芸術劇場なは一と清掃業務委託仕様書」の定めに従い業務を行わなければならない。

### （委託期間）

第2条 本契約の委託期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとする。

### （契約金額と支払）

第3条 本契約の契約金額は、\_\_\_\_\_円（うち消費税\_\_\_\_\_円）とし、契約金額の各月における支払額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

|       | 支払額   |    |
|-------|-------|----|
|       | 令和3年度 | 年額 |
|       | 月額    |    |
| 令和4年度 | 年額    |    |
|       | 月額    |    |

- 2 前条に定める契約期間中において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。
- 3 甲は、前項の支払額（月額）を、毎月の履行確認後、翌月に乙の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

### （清掃業務に係る費用負担）

第4条 清掃業務に使用する器具及び材料等は、すべて乙の負担とする。ただし、清掃業務に要する用水及び電力料は、甲の負担とする。

### （作業員の届出）

第5条 乙は、甲に対しあらかじめ作業員の届出をなし、それ以外の者を清掃業務に従事させてはならない。また、作業員の変更があるときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(作業上の義務)

第6条 乙は、作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し一切の責任を負い、甲が適当でないとした者を清掃業務に従事させてはならない。

2 乙は、業務の重要性をよく認識のうえ、誠意をもって履行し、作業員には言葉遣い、動作等特に注意して、外来者に対しては親切丁寧に対応するよう十分指導するものとする。

3 乙は、甲の許可なく業務の範囲外の執務室等に作業員を立ち入らせてはならない。

4 乙は、業務中は甲の執務の妨げにならないよう留意するものとする。

5 乙は、カギの受渡しやセキュリティ認証カードの管理については甲の指示に従い、その責任を明らかにしなければならない。

6 乙は、作業員に、常に一定の制服を着用させなければならない。

(作業員の交替)

第7条 甲は、警備員として不適当と認められた者がいるときは、乙に対し、警備員の交替を要求することができる。

2 乙は、前項の要求を受けたときは、2週間以内にその者を交替しなければならない。

(作業監督者の配置)

第8条 乙は業務が遺漏なく実施できるよう作業監督者を配置し、業務の管理を行わなければならない。

(正当報酬受領証)

第9条 乙が支払う作業員への賃金は、最低賃金法に定める最低賃金額以上の時給を支払うものとし、乙は、年2回(4月、10月分の報酬支払い後翌月までに)又は甲の求めに応じて、「正当報酬受領証」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、作業員に変更があったときは、速やかに「正当報酬受領証」を甲に提出しなければならない。

3 第1項における最低賃金額の改正により変更が生じた場合は、変更後の最低賃金額以上の時給を支払うものとする。

(下請けの禁止)

第10条 乙は、清掃業務を下請けさせてはならない。

(契約保証金)

第11条 乙は、本契約の締結までに契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則(平成26年12月26日那覇市規則第59号)第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したときは、この限りでない。

- 2 甲は、乙が前項の契約保証金を納付した場合、委託期間満了し、乙の業務履行確認後、乙の請求により契約保証金を乙に返還する。ただし、第14条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 乙は、甲に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は譲渡担保その他いかなる方法によってもこれに担保を設定してはならない。

#### (違約金)

- 第12条 乙は、第2条に規定する委託期間に、次条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、前条第1項の規定により契約保証金の納付がされているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

#### (契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
  - (2) 乙が正当な理由無く、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (3) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。
  - (4) 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。
  - (5) 乙から契約解除の申出があったとき。
  - (6) 作業員の不適切な態度や応対等について、市民及び職員等から相当な苦情があり、その作業員の改善が認められないとき。
- 2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。
  - 3 乙は、第1項各号の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

#### (損害賠償)

- 第14条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠

償しなければならない。

- 3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 4 乙は、警備員が警備業務中に甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 5 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に生じた実際の損害額が第13条に規定する違約金の額を超える場合においては、その超過分を賠償しなければならない。

#### (秘密の保持)

第15条 乙は、清掃業務実施にあたって職務上知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。特に個人情報に関しては、次の事項について遵守すること。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務を負う。
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止。
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止又は制限。
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止。
- (5) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務を負う。
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務を負う。
- (7) 個人情報の提供資料の返還義務を負う。
- (8) その他市長が必要と認める事項。

#### (契約の費用)

第16条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

#### (特約事項)

第17条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

- 2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

#### (信義則)

第18条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

#### (協議)

第19条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契

約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和3年10月1日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 城間 幹子

乙